

川崎市上下水道局企業職員の暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新に
関する要綱

(平成29年12月28日29川上総庶第987号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）について、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条から第7条まで及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第18項までの規定に基づき、職員の暫定再任用（改正法附則第4条から第7条までの規定により採用することをいう。以下同じ。）及び暫定再任用の任期の更新を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(選考区分)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、改正法附則第4条から第7条まで及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第18項までに規定する者が暫定再任用を希望したとき、又は暫定再任用をされた職員が任期の更新を希望したときは、原則として別表に掲げる区分により選考を行うものとする。

(選考に関する事務)

第3条 管理者は、選考について、次に掲げる事務を行う。

- (1) 選考の案内に関すること。
- (2) 選考を行うこと。
- (3) 選考の結果を本人に通知すること。
- (4) その他選考に関し必要なこと。

2 管理者は、他の任命権者と協議し、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考基準)

第4条 選考に当たっては、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び選考の対象となる職に必要な職務遂行能力を有すると認められることを基準とする。

(選考方法等)

第5条 管理者は、次に掲げる方法により選考を行うものとする。

(1) 面接

(2) 勤務成績の判定

(3) 健康状況の判定

2 前項各号に掲げる事項の基準については、別に定める。

3 任期を更新しようとする場合において、同一の職種名が付され、かつ、同一の職務の級が決定されるときは、第1項第1号に規定する面接を省略することができる。

(任期の更新に関する同意)

第6条 改正条例附則第9項に規定する職員の同意は、管理者が書面により確認するものとする。

(選考の特例)

第7条 第2条の規定にかかわらず、管理者は、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者に対して選考の申込みを行った者を管理者に対して申込みを行った者として選考することができる。この場合において、選考は、当該他の任命権者が管理者に提出した書類等により行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により提出された書類等のみで選考を行うことが難しいと認めるときは、必要な事項を調査するものとする。

3 管理者は、選考の申込みを行った者で、他の任命権者の選考を受けることに同意する者がいるときは、当該他の任命権者との協議により、当該他の任命権者が行う選考を受けさせることができる。この場合において、管理者は、当該他の任命権者が行う選考に必要な措置を講じなければならない。

(選考結果の通知)

第8条 管理者は、選考を行ったときは、その結果を本人に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

(川崎市上下水道局企業職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局企業職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱(平成13年11月6日13川水総職第505号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行日以降の暫定再任用の採用に係る準備行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

また、施行日の前日において現に再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定により

採用又は任期を更新することをいう。) の職を占めている者を引き続いて暫定再任用する場合の採用に係る準備行為は、第5条第3項の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

選考区分	採用する職の範囲
事務職員	事務職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職
技術職員	技術職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職
技能職員・業務職員	技能職員又は業務職員が就く職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として管理者が指定する職